

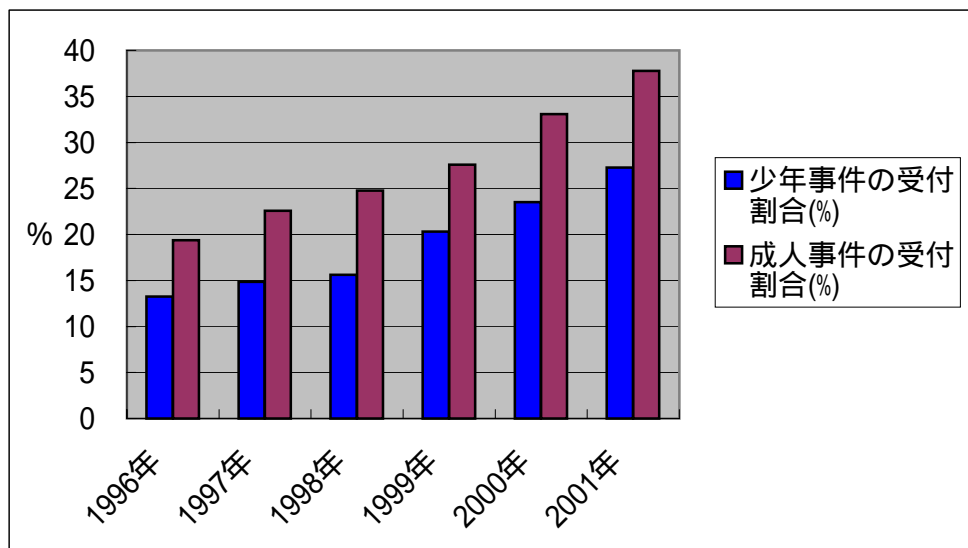
## 逮捕総数に対する当番弁護士受付事件割合に関する少年と成人の対比

	逮捕総数 (件)	受付総数 (件)	少年の逮捕 総数(件)*2	少年事件の 受付数(件)	少年事件の 受付割合(%)	成人の逮捕 総数(件)*3	成人事件の 受付数(件)	成人事件の 受付割合(%)
1996年	99,498	18,547	12,090	1,601	13.24	87,408	16,946	19.39
1997年	106,422	22,910	14,498	2,151	14.84	91,924	20,759	22.58
1998年	109,157	25,571	16,018	2,503	15.63	93,139	23,068	24.77
1999年	114,092	30,271	16,465	3,345	20.32	97,627	26,926	27.58
2000年	125,414	39,690	18,761	4,414	23.53	106,653	35,276	33.08
2001年	130,237	47,143	19,403	5,289	27.26	110,834	41,854	37.76

\*1 逮捕総数、少年の逮捕総数、成人の逮捕総数については、検察統計年報(平成8年～平成13年)の「罪名別 既済となった事件の被疑者の逮捕及び逮捕後の措置別人員 - 自動車等による業務上(重)過失致死傷及び道路交通法等違反被疑事件を除く -」から作成している。また、「逮捕後の措置」の「総数」を逮捕総数とした。

\*2 検察庁において事件の処理が既済となった被疑者の逮捕について調査し、集計されたものである。処理時年齢20歳未満の「逮捕後の措置」の「総数」の男女計を「少年」としている。従って、逮捕時に少年であっても、処理時に成人に達した者については、「少年」に含まれない。なお、家庭裁判所から逆送された事件についての逮捕に関する調査は、検察庁がその事件を最初に受理したときに遡って行われたものなので、その逮捕数は2回カウントされている。

\*3 (「逮捕後の措置」の「総数」) - (本表の少年逮捕総数)を成人の逮捕総数とした。  
従って、成人の逮捕総数には、処理時年齢不詳の数も含まれている。



## [参 考]

少年事件(ほとんどが被疑者段階)に関する当番弁護士受付件数における弁護士会派遣(\*1)件数の例

(\*1) 派遣要請がなくても、多くの場合は新聞記事、テレビ報道等により、弁護士会が自主的  
判断で派遣する件数

### 福岡県弁護士会

	少年事件の全 受付数(件)	弁護士会派遣数(件)	弁護士会派遣件数が 占める割合(%)
平成 7年	57	17	29.82
平成 8年	117	36	30.77
平成 9年	192	82	42.71
平成10年	265	109	41.13
平成11年	257	128	49.81
平成12年	360	138	38.33
平成13年	462	134	29.00

福岡県弁護士会については、統計の方法が12月から翌年11月となっている。

例) 13年であれば、12年12月～13年11月の数字

### 仙台弁護士会

	少年事件の全 受付数(件)	弁護士会派遣数(件)	弁護士会派遣件数が 占める割合(%)
平成 7年	63	51	80.95
平成 8年	184	163	88.59
平成 9年	143	108	75.52
平成10年	151	94	62.25
平成11年	137	82	59.85
平成12年	169	101	59.76
平成13年	191	98	51.31